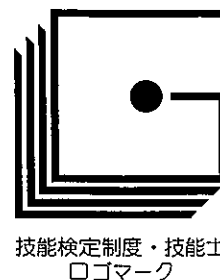


国家試験

令和4年度(後期)

技能検定受検案内

(技能五輪全国大会徳島県予選参加案内)



技能検定は、技能者の皆さんがもっている技能の程度を一定の基準により検定し、公証する国家検定制度で、皆さんの技能が一層みがかれ、さらに、その地位が向上することを目的として、職業能力開発促進法に基づいて、徳島県知事が実施するものです。

技能検定は、職種ごとに、実技と学科の試験が行われ、当職業能力開発協会が、徳島県知事の委任を受けて試験を実施しています。

技能検定に合格した方には、特級・1級・単一等級は厚生労働大臣、2級・3級は徳島県知事から合格証書と技能士章が交付され、技能士と称することができます。

受検申請受付

令和4年10月3日(月)～10月14日(金)

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

申請書提出にあたってのお願い

「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、次の点についてご協力をお願いします。

○受検申請書・・・原則として、郵送による提出

○受検手数料・・・原則として、振込によるお支払い

※持参による申請も可能ですが、窓口では申請書類の受取及び手数料の徴収のみとします。書類の確認は後日となります。必要があれば、申請者に電話等で追加提出・修正等を依頼いたします。さらに、マスクの着用、手指の消毒をお願いするとともに密を避けるために、別室での待機を行なうことがあります。熱があるなど体調がすぐれない方は来所をご遠慮ください。

注意していただくこと

- 1 受検申請書の本人確認書類貼付欄に「本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証、学生証等)」の写しを貼り付けてください。
詳しくは6ページ「記入上の注意等」をご覧ください。
- 2 **2級**又は**3級**を受検される**25歳未満の在職者の方**については、**実技試験受検手数料**が**減額**されますので、在職等証明書に記入し、提出してください。
詳しくは5ページ「受検手数料の額」をご覧ください。
- 3 技能検定試験の開催に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、やむを得ず試験を中止する場合があります。

問い合わせ、申請書の請求、提出先

徳島県職業能力開発協会まで

(注)・徳島県産業人材育成センター・中央・南部・西部の各テクノスクールにも申請書・受検案内を備えています。(受付は行なっていません。)

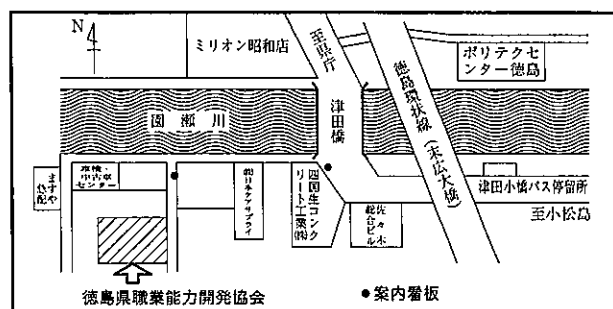
・四国3県香川・愛媛・高知の受検案内・申請書が必要な方は徳島県職業能力開発協会に備えています。

徳島県職業能力開発協会

〒770-8006 徳島市新浜町1丁目1-7

電話 (088) 663-2316 (代)

URL <https://www.tokunoukai.jp/>



受検申請 受 付	令和 4 年10月 3 日(月)～ 10月14日(金) 受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日を除く) 受検申請書は所定の様式を使用してください。また当協会ホームページよりダウンロードした様式も使用できます。 受検申請は郵送による方法と、直接持参する方法の二通りがあります。 なお、「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、次の点についてご協力をお願いします。 ○受検申請書・・・原則として、郵送による提出 ○受検手数料・・・原則として、振込によるお支払い ア 郵送による申請 「受検申請書」に必要事項を記入し、写真と「本人確認書類」の写しを貼り付け、「書留」により提出してください。封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。郵送先は下記のとおりです。実技または学科の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類を同封してください。 受検手数料は次の銀行口座またはゆうちょ銀行口座に振込してください。 郵送先 徳島県職業能力開発協会 〒770-8006 徳島市新浜町1丁目1-7 振込先 阿波銀行津田支店（普通預金 口座番号 1398507 口座名義 徳島県職業能力開発協会） ゆうちょ銀行一六九（イチロクキユウ）店 (当座預金 口座番号 01610-3-100612 口座名義 徳島県職業能力開発協会) イ 持参による申請 窓口では、申請書類の受取及び手数料の徴収のみとします。書類の確認は後日となります。必要があれば、申請者に電話等で追加提出・修正等を依頼いたします。持参される際は、マスクの着用、手指の消毒をお願いするとともに密を避けるため、別室での待機を行なうことがあります。熱があるなど体調がすぐれない方は来所をご遠慮ください。 なお、申請書を受付した後は、いかなる理由があっても受検手数料はお返しできません。																		
	実技試験 問題公表	令和 4 年11月28日(月) 受検者には、公表後に実技試験問題又は概要を送付します。 10～15 ページ「実技試験問題の概要」参照																	
	実技試験 実 施 日	令和 4 年12月 5 日(月)～令和 5 年 2 月12日(日) この期間内の指定する日	受検者には、12月下旬までに日時、場所を受検票で通知します。(12月下旬までに届かない場合は当協会にお問い合わせください。) なお、学科試験は徳島市内で行う予定です。 ○持参するもの 受検票と定められた携行用具等																
	学科試験 実 施 日	令和 5 年 1 月22日(日) 令和 5 年 1 月29日(日) 令和 5 年 2 月 5 日(日) (※職種により異なります)																	
合格発表	令和 5 年 3 月10日(金) <table><tr><th>合格区分</th><th>掲示方法</th><th>ホームページ掲載</th><th>郵便の通知</th></tr><tr><td>技能検定合格</td><td></td><td>①徳島県庁ホームページ (10 時頃から) ②当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載</td><td>徳島県庁から 通知あり</td></tr><tr><td>実技・学科試験 いずれか一方に合格</td><td></td><td>当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載</td><td>当協会から 通知あり</td></tr><tr><td>実技・学科試験 とも不合格</td><td></td><td>掲載なし</td><td>通知なし</td></tr></table>			合格区分	掲示方法	ホームページ掲載	郵便の通知	技能検定合格		①徳島県庁ホームページ (10 時頃から) ②当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載	徳島県庁から 通知あり	実技・学科試験 いずれか一方に合格		当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載	当協会から 通知あり	実技・学科試験 とも不合格		掲載なし	通知なし
合格区分	掲示方法	ホームページ掲載	郵便の通知																
技能検定合格		①徳島県庁ホームページ (10 時頃から) ②当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載	徳島県庁から 通知あり																
実技・学科試験 いずれか一方に合格		当協会ホームページ (11 時頃から) 受検番号を掲載	当協会から 通知あり																
実技・学科試験 とも不合格		掲載なし	通知なし																
得 点 の 示 開	この試験の得点については、徳島県個人情報保護条例の規定により、下記の期間に限り、口頭で開示を請求することができます。 受検者本人が、本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート等写真付きの証明書）を持参の上、徳島県産業人材育成センターにお越しください。 なお、電話、はがき等による可否、得点等に関する問い合わせにはお答えできません。 開示内容 科目別の得点 開示期間 令和 5 年 3 月10日(金)～ 4 月10日(月) 開示場所 徳島県産業人材育成センター（徳島県庁 5 階） (9：00～12：00, 13：00～17：15 土・日・祝日を除く)																		

2 実施職種及び受検手数料等

(1) 特級職種

職 種			学 科 試験日	実技試験日
				計画立案等作業試験（旧ペーパーテスト）
金属熱処理	機械加工	放電加工	1/29(日)	1/29(日)
金属プレス加工	仕上げ	機械検査		
電子機器組立て	電気機器組立て	自動販売機調整		
空気圧装置組立て	油圧装置調整	建設機械整備		
婦人子供服製造	プラスチック成形	パン製造		

計（15 職 種）

(2) 1 級・2 級・単一等級職種

職 種	作 業 名	学 科 試験日	実技試験の統一実施日及び内容 （○印の職種については、令和4年12月5日(月)から 5年2月12日(日)の間で、別に指定する期日に行います。）		
			製作等作業試験 （旧作業試験）	判断等試験 （旧要素試験）	計画立案等作業試験 （旧ペーパーテスト）
機 械 検 査	機 械 検 査	1/22(日)	○		1/22(日)
電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御	1/22(日)	○		1/22(日)
自 動 販 売 機 調 整	自 動 販 売 機 調 整	1/29(日)	○		
時 計 修 理	時 計 修 理	1/29(日)	○ （※高知県で実施）		
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て	2/ 5(日)		1/15(日)	1/15(日)
油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整	1/29(日)	○		1/29(日)
農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 整 備	1/29(日)	○		1/29(日)
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	1/29(日)	○		1/29(日)
婦 人 子 供 服 製 造	婦 人 子 供 既 製 服 縫 製	1/22(日)	○		1/22(日)（1 級のみ）
和 裁	和 服 製 作	1/29(日)	○		
プ リ プ レ ス	D T P	2/ 5(日)	○		
パ ン 製 造	パ ン 製 造	1/29(日)	○		
菓 子 製 造	洋 菓 子 製 造	2/ 5(日)	○		
	和 菓 子 製 造				
建 築 大 工	大 工 工 事	2/ 5(日)	○		
か わ ら ぶ き	か わ ら ぶ き	2/ 5(日)	○		
配 管	建 築 配 管	1/22(日)	○		1/22(日)
型 枠 施 工	型 枠 工 事	1/22(日)	○		1/22(日)（1 級のみ）
鉄 筋 施 工	鉄 筋 施 工 図 作 成	2/ 5(日)	1/15(日)		
	鉄 筋 組 立 て		○		
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事	2/ 5(日)		1/15(日)	1/15(日)
防 水 施 工	合 成 ゴ ム 系 シ ー ト 防 水 工 事	1/29(日)	○		
	塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事				
	改 質 ア ス フ ェ ル ト シ ー ト ト ー チ 工 法 防 水 工 事				

職 種	作 業 名	学 科 試験日	実技試験の統一実施日及び内容 (○印の職種については、令和4年12月5日(月)から 5年2月12日(日)の間で、別に指定する期日に行います。)		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	2/5(日)	○		
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事	1/29(日)		1/15(日)	1/15(日)
ガラス施工	ガラス工事	1/22(日)	○		1/22(日)(1級のみ)
機械・プラント製図	機械製図手書き	1/29(日)	1/22(日)		
	機械製図CAD				
塗装	鋼橋塗装	2/5(日)	○		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	2/5(日)	○		
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	1/29(日)		1/15(日)	1/15(日)

計(27 職種)

計(32 作業)

(3) 3級職種

職 種	作 業 名	学 科 試験日	実技試験の統一実施日及び内容 (○印の職種については、令和4年12月5日(月)から 5年2月12日(日)の間で、別に指定する期日に行います。)		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
造園	造園工事	1/29(日)	○	○	
機械加工	普通旋盤	2/5(日)	○		
機械検査	機械検査	2/5(日)	○		
電子機器組立て	電子機器組立て	2/5(日)	○		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	1/22(日)	○		
	シーケンス制御	1/22(日)	○		
時計修理	時計修理	1/29(日)	○ (※高知県で実施)		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	1/29(日)	○		
和裁	和服製作	1/29(日)	○		
家具製作	家具手加工	1/29(日)	○		
建築大工	大工工事	2/5(日)	○		
かわらぶき	かわらぶき	2/5(日)	○		
配管	建築配管	1/22(日)	○		
型枠施工	型枠工事	1/22(日)	○		
鉄筋施工	鉄筋施工図作成	2/5(日)	1/15(日)		
	鉄筋組立て	2/5(日)	○		
機械・プラント製図	機械製図手書き	1/29(日)	1/22(日)		
	機械製図CAD				

計(15 職種)

計(18 作業)

(4) 受検手数料の額

学科と実技を受検するときは、次のとおりとなります。

「学科試験」については 全職種・全級共通 3,100 円

+

下記の「実技試験」受検手数料判定フローの額

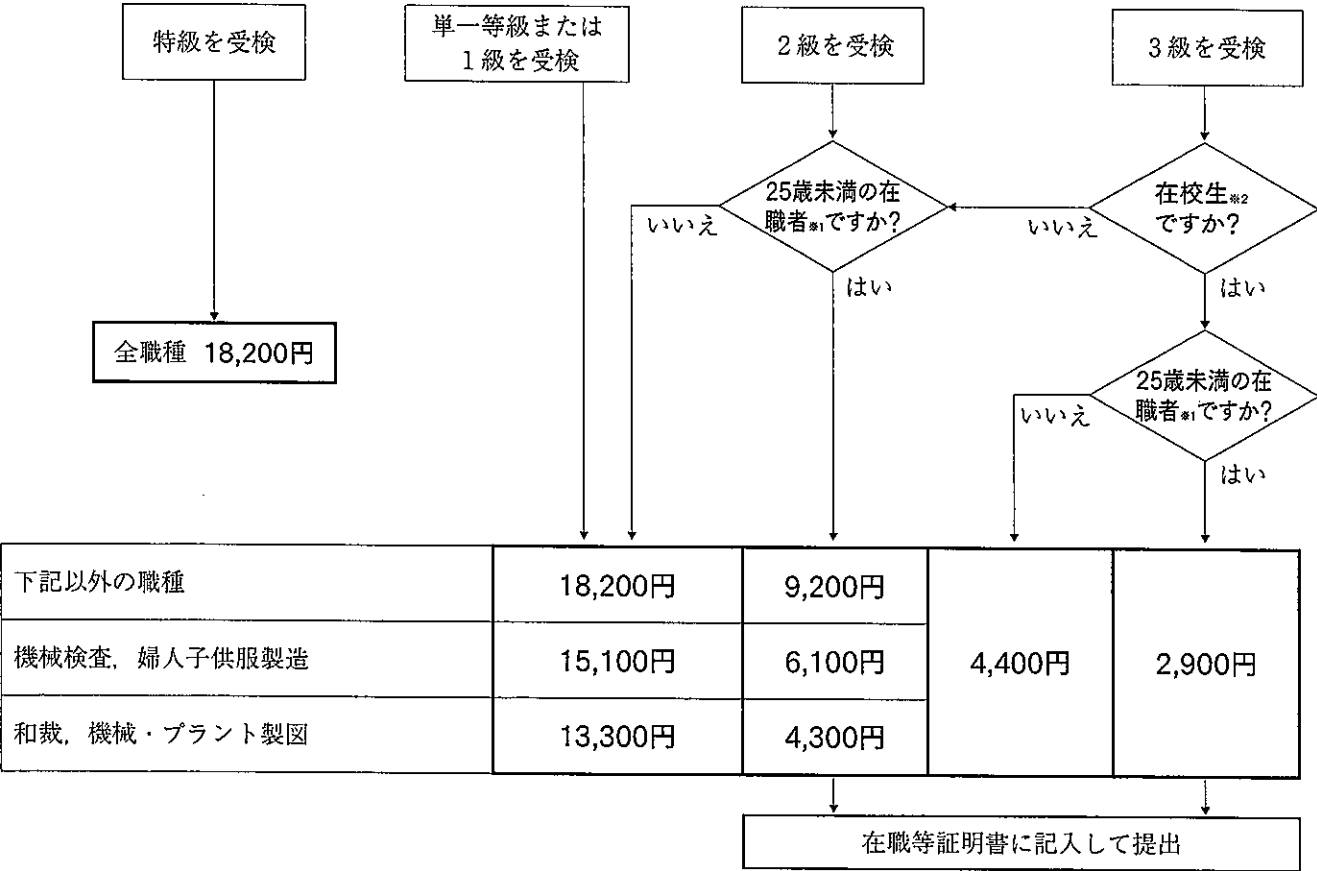
⇓

受検手数料

振込先 阿波銀行津田支店
(普通預金 口座番号 1398507 口座名義 徳島県職業能力開発協会)
ゆうちょ銀行一六九（イチロクキュウ）店
(当座預金 口座番号 01610-3-100612 口座名義 徳島県職業能力開発協会)

※令和 4 年度後期技能検定「実技試験」受検手数料判定フロー

受検手数料については下記判定フローのとおりです。25歳未満の在職者※1 で 2 級又は 3 級を受検する方は、「実技試験」の受検手数料が減額されます。



※ 1 25歳未満の在職者：実技試験を受検する年度の 4 月 1 日時点で25歳に達していない雇用保険被保険者
(令和 4 年度は、平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた方が対象です)

※ 2 在校生：公共職業能力開発施設の訓練生・高等学校・専修学校・各種学校・高等専門学校・短期大学・大学等に在籍している方

- ※印の欄には、何も記入しないでください。
- 受検する本人が記入してください。
- 記入にあたっては、すべて黒ボールペン（消せるボールペンは不可）を用い、文字は楷書で、数字は算用数字を用いて丁寧に書いてください。
- 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があります。
- 申請書に記載された個人情報については、技能検定の円滑な実施のために利用することがあります。また、一部の職種（作業）について、関係業界団体等が実施する事前講習会の情報を提供させていただくことがあります。

- ① 受検票等送付先
受検票及び実技試験問題を送付する際、自宅か勤務先（在学学生は学校）を選択できます。
- ② 記入日
令和4年10月3日(月)～14日(金)の間に申請してください。
- ③ 検定職種、作業名
受検を希望する検定職種および作業名を実施職種一覧（3・4ページ）を確認し明確に記入してください。
- ④ 等級区分
受検を希望する等級を記入してください。
- ⑤ 氏名
本人確認書類と同じ字体で記入してください。（合格証書は受検申請書に記載の情報をもとに作成されます）
- ⑥ 受検区分
該当する番号を○で囲んでください。
- ⑦ 生年月日・年齢
申請時点（令和4年10月3日～14日）の満年齢を記入してください。
- ⑧ 現住所（自宅）
郵便物が届くよう番地やアパート名、部屋番号等まで正確に記入してください。
- ⑨ 電話番号
試験に関する緊急の連絡や申請書内容等の確認をすることがありますので、自宅及び携帯電話番号を記入してください。
- ⑩ 最終学歴、訓練歴
受検資格判定の基礎となるため、項目全て記入してください。（訓練歴はある方のみ）
- ⑪ 職歴
受検資格判定の基礎となるため、経歴を最近のものから順に記入してください。職務内容の項目には、検定作業に関する作業をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑫ 技能検定合格状況
既に技能検定に合格している方が、その職種の上位級を受検するうえで受検資格が生じる場合のみ記入してください。この場合、合格証書の提示又は写しを添付してください。
- ⑬ 試験の免除
実技試験又は学科試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等の級別、名称、合格又は免許を受けた年月日及び番号を記入してください。
この場合免除資格を証明する書面を提示又は写しを添付してください。
- ⑭ 勤務先（または学校）
勤務先名称、学校名、訓練施設名等正確に記入してください。
- ⑮ 写真
申請前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、胸部以上、無背景ものを貼付してください。実技・学科とも免除の方、貼付は不要です。
- ⑯ 在職等証明書
25歳未満の在職者（実技試験を受検する年度の4月1日時点で25歳に達していない雇用保険被保険者）で2級又は3級を受検する方は「実技試験」の受検手数料が減額されます。受検申請書に添付の「在職等証明書」に、被保険者氏名・生年月日・被保険者番号・年月日・雇用保険適用・事業所番号・事業所名称を記入し押印のうえ提出してください。
※該当ない方は添付の必要はありません。
※在職等証明書の提出が困難な方は雇用保険被保険者証の写しを添付してください。
- ⑰ 本人確認書類添付欄
受検者全員が必要になります。

受検申請書を提出する際には、次のいずれかの書類の写し等を「本人確認書類貼付欄」に貼り付けてください。

- ① 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）、日本パスポート（写真欄）、住民票の写し、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ② 特別永住者証明書
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳または学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
※高等学校から一括申請される場合は、生徒手帳、学生証に代えて、学校長による証明書（校長印を押印した一覧表（氏名及び生年月日を記載））を提出することもできます。
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）

4 受 検 資 格

令和4年10月14日(金)〔受付最終日〕現在において、受検しようとする検定職種に関して、次に定める実務経験が必要である。

(単位：年)

受 検 対 象 者 (※1)	特級 1級 合格後	1 級		2 級		3級 合格後 (※7)	単一 等級
		2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後		
実務経験のみ	7			2		0 ※8	3
専門高校卒業 ※2 専修学校（大学入学資格付与 課程に限る）卒業	6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 ※2	5			0		0	0
専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与 課程に限る）卒業	4			0		0	0
専修学校 ※3 又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が 指定したものに限 る。）	6	2	4	0		0 ※9	1
800h以上	5			0	0	0 ※9	1
1,600h以上	4			0		0 ※9	0
3,200h以上	6			0		0 ※6	1
短期課程の普通職 業訓練修了 ※4 ※10	5			0		0	1
700h以上	4			0		0	0
普通課程の普通職 業訓練修了 ※4 ※10	5			0		0	1
2,800h未満	4			0		0	0
2,800h以上	3	1	2	0		0	0
専門課程又は特定専門課程の 高度職業訓練修了 ※4 ※10						0	0
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練修了 ※10		1		0		0	0
長期課程又は短期養成課程の 指導員訓練修了 ※10		1	※5	※5		0	0
職業訓練指導員免許取得		1		-	-	-	0
長期養成課程の指導員訓練修了 ※10		0		0	0	0	0

- ※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※5：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に修了者の能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。
- ※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※7：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- ※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

5 試 験 の 免 除

下表の対象者について、それぞれの試験が免除されます。

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備 考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	-	-	-	-	※ 1
	学科試験のみ合格	学科の全部	-	-	-	-	※ 1
1 級	技能検定合格	-	学科の全部			-	
	実技試験のみ合格	-	実技の全部			-	※ 2
	学科試験のみ合格	-	学科の全部			-	※ 2
2 級	技能検定合格	-	-	学科の全部		-	
	実技試験のみ合格	-	-	実技の全部		-	※ 2
	学科試験のみ合格	-	-	学科の全部		-	※ 2
3 級	技能検定合格	-	-	-	学科の全部	-	
	実技試験のみ合格	-	-	-	実技の全部	-	※ 2
	学科試験のみ合格	-	-	-	学科の全部	-	※ 2
単一 等級	技能検定合格	-	-	-	-	学科の全部	
	実技試験のみ合格	-	-	-	-	実技の全部	※ 2
	学科試験のみ合格	-	-	-	-	学科の全部	※ 2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終りまで）有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対 象 者	技能検定試験の免除の範囲					備 考
	特級	1 級	2 級	3 級	単一 等級	
指導員試験合格又は指導員 免許取得	-	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
応用課程又は特定応用 課程の高度 職業訓練に おける技能 照査合格	5年 2年	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
技能照査合格後 実務経験 年 数	-	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
専門課程又は特定専門 課程の高度 職業訓練に おける技能 照査合格	4年 1年	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
技能照査合格後 実務経験 年 数	-	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
普通課程の 普通職業訓 練における 技能照査合 格	-	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
技能照査合格後2年（2,800h 以上なら1年）の 実務経験	-	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
短期課程の 普通職業訓 練について 修了時試験 合格かつ修 了	1 級 技能士コース 2 級 技能士コース 単一 等級 技能士コース	-	-	-	-	学科の 全部 ※1
中央技能検定委員2年以上	-	-	-	-	-	実技の 全部 及び 学科の 全部 ※1
都道府県技能検定委員2年 以上	-	-	-	-	-	実技の 全部 ※1
技能五輪全国大会における 技能証	-	-	-	-	-	実技の 全部 ※1
技能五輪地方大会における 技能証	-	-	-	-	-	実技の 全部 ※2
全国障害者 技能競技大 会	実技部門の 技 能 証 学 科 部 門 の 技 能 証	-	-	-	-	実技の 全部 ※2
		-	-	-	-	学科の 全部 ※2

※1：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

※2：有効期限を過ぎた技能証であっても有効（H16厚労告376附則第2項及び3項）

3 他法令等関係

対 象 者	技能検定試験の免除の範囲				
	特級	1 級	2 級	3 級	単一等級
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者	-	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般	-	-	-
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者	-	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部	-	-	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者	-	建築大工職種に係る学科試験の全部	-	-	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	-	和裁職種に係る実技試験の全部	-	-
	2級の技能検定	-	-	-	-

6 第61回技能五輪全国大会徳島県予選参加案内

技能五輪全国大会は、将来の日本を支える技能者を育てることや「ものづくり」の大切さを知ってもらうことを目的として、各都道府県から選抜された各職種の選手により若年技能者の技能レベル日本一を競う大会であり、毎年開催されています。

今回2級の技能検定実技試験を受検される皆さんの中で、参加資格のある方は、下記要領により下記職種の徳島県予選に参加することができますので、若い技能者の方、技能五輪全国大会に挑戦してみませんか！

(1) 予選競技職種

次の職種で技能五輪全国大会徳島県予選を実施します。

徳島県予選大会競技職種（作業）	全国大会における競技職種
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）	冷凍空調技術
建築大工（大工工事）	建築大工
配管（建築配管）	配管
機械・プラント製図（機械製図C A D）	機械製図

(2) 参加資格

2級技能検定実技試験受検者で、平成12年1月1日以降に生まれた者。

（上記職種の2級技能検定実技試験受検と併せて申請できます。）

(3) 参加料

2級技能検定実技試験を受検される方は、参加料は不要です。

(4) 参加申込み手続き等

申込申請書、受付期間、提出先等の手続きは技能検定試験申請手続きと同様です。その際、申請書の検定職種欄に職種名に続いて「技能五輪」と朱書きしてください。

(5) 予選競技課題及び実施日

競技課題は、技能検定2級実技試験と同一の課題を使用して行います。詳しい実施日等については参加者に別途通知します。

(6) 第61回技能五輪全国大会への参加

徳島県予選における競技ごとの成績優秀者は、第61回技能五輪全国大会（令和5年10月～12月の間の4日間開催予定）に出場者として推薦します。

また、大会参加にあたっては、旅費や訓練経費等の助成を受けることができます。

(7) 技能五輪の開催に影響を及ぼし得る事態が発生した場合、やむを得ず競技を中止する場合があります。

令和4年度後期技能検定 学科試験問題の概要

等級区分	試験の形式及び問題数	試験時間	合格基準 (100点を満点として)
特 級	五肢択一法 50 題	2 時間	65 点以上
1 級	真偽法25題、四肢択一法25題 計50題	1 時間40分	65 点以上
2 級	真偽法25題、四肢択一法25題 計50題	1 時間40分	65 点以上
3 級	真偽法30題	1 時間	65 点以上
単一等級	真偽法25題、四肢択一法25題 計50題	1 時間40分	65 点以上

※令和4年度（後期）技能検定学科試験における関係法令、J I S等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和4年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

令和4年度後期技能検定 実技試験問題の概要

令和4年度後期技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。（最新の状況については、中央職業能力開発協会のホームページをご参照下さい。）

製作等作業試験（旧作業試験）とは、制限時間内に物の製作、組立て、調整などを行う試験です。

判断等試験（旧要素試験）、計画立案等作業試験（旧ペーパーテスト）とは実際の対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別、判断、測定、計算などを行う試験です。

合格基準は100点を満点として、原則として60点以上です。

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」もしくは「打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講習**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等（例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証）を携帯していなければ、原則として試験を受検することができない他、**特別教育**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

■ 特級

金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 仕上げ
機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 自動販売機調整
空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造
プラスチック成形 パン製造

上記の職種について、次に掲げる計画立案等作業試験を行う。

計画立案等作業試験は、工程管理、作業管理、品質管理、原価管理、安全衛生管理、作業指導及び設備管理について行う。

試験時間 3 時間

■ 1・2級

機械検査（機械検査作業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

① 外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定（26箇所）を行う。

試験時間 13分

② 歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③ 三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④ 外側マイクロメータの性能判定（ブロックゲージによる指示誤差（器差）及び平行度測定）を行う。 試験時間 8分

(2) 計画立案等作業試験は、高度な精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。 試験時間 2 時間

2 級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

① 外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定（21箇所）を行う。

試験時間 11分

② 歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③ 三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④ 外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定（ブロックゲージ使用）を行う。 試験時間 6分

(2) 計画立案等作業試験は、精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。 試験時間 1 時間45分

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ（PLC）にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2 時間10分 打ち切り時間 2 時間30分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ（PLC）のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1 時間

2 級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ（PLC）にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2 時間 打ち切り時間 2 時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ（PLC）のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1 時間

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) キャビネット部、搬出装置部及び制御装置部（部品をサブ基板上に組み込む。）を組み立て、自動販売機が正しく動作するように調整する。

(2) 当日配付される「設定データ一覧」のデータを入力する。

(3) 検査成績表の作成を行う。

標準時間 1 時間55分 打ち切り時間 2 時間10分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) キャビネット部、搬出装置部及び制御装置部を組み立て、自動販売機が正しく動作するように調整する。
- (2) 当日配付される「設定データ一覧」のデータを入力する。
- (3) 検査成績表の作成を行う。

標準時間 1時間55分 打ち切り時間 2時間10分

時計修理（時計修理作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) アナログ水晶腕時計〔中3針、日・曜カレンダー付き〕の分解、部品交換（巻真）、洗浄、組立て、注油、調整、りゅうず操作、測定等を行い、指定された要求精度及び要求事項の範囲内におさめる。

- (2) 機械式腕時計〔中3針、日・曜カレンダー付き（自動巻式＜手巻なし＞）〕の分解、洗浄、組立て、注油、調整、りゅうず操作、測定等を行い、指定された要求精度及び要求事項の範囲内におさめる。

試験時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- アナログ水晶腕時計〔中3針、日・曜カレンダー付き〕の分解、部品交換（巻真）、洗浄、組立て、注油、調整、りゅうず操作、測定等を行い、指定された要求精度及び要求事項の範囲内におさめる。

標準時間 3時間 打ち切り時間 4時間

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、空気圧回路図の判定、検出器（センサ）の判定、空気圧アクチュエータの判定等について行う。

試験時間 45分

- (2) 計画立案等作業試験は、空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、検出器（センサ）の判定、電磁弁の判定、空気圧機器の判定等について行う。

試験時間 45分

- (2) 計画立案等作業試験は、簡単な空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、油圧装置（ベースにブラケット2個）の据付け（心出し）を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

- (2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、油圧装置（ベースにブラケット1個）の据付け（心出し）を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

- (2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、トラクタの不良箇所の整備、電気回路の配線、傾斜検出センサによる出力電圧の測定、トラクタのバッテリー電圧・充電電圧の測定及びトラクタの点検について行う。

試験時間 50分

- (2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備、工数見積り及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、電磁バルブの整備、電気回路の配線、インジェクションノズルの噴射圧力の調整、可変抵抗器の回転角度による抵抗測定、導線の導通テスト及び抵抗測定、トラクタの点検について行う。

試験時間 1時間5分

- (2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業） **免許又は技能講習**

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により立体的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

- (2) 計画立案等作業試験は、冷凍空調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により平面的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

- (2) 計画立案等作業試験は、冷凍空調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

- (注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、持参した裁断済みの試験用材料により、婦人用ジャケット2着を製作する。

試験時間 5時間

- (2) 計画立案等作業試験は、製品の縫製作業工程図について行う。ただし、デザイン画等は、試験当日に試験場で解答用紙とともに配付する。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 持参した裁断済みの試験用材料により、前あきワンピース2着を製作する。

試験時間 4時間

和裁（和服製作作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) あわせ長着の縫製は、表地が正絹のちりめん又はりんずの付け下げ（上前に模様合わせのあるもの（訪問着も可））であって、両そで、背縫い、脇縫い、下前のおくみ付け等を事前に縫い上げたもの（上前のおくみ付けは、試験場で行う。）、また、裏地は正絹であって、背縫い（並幅）、脇縫い、おくみ付け等を事前に縫い上げたものを持参し、試験場において、えり付け、まとめ等を行い、あわせ長着を仕立てる。
- (2) 部分縫いは、表地（検印のあるもの）に色もののしんもす、裏地（検印のあるもの）に白のしんもすを用いて都えりの上前を縫製する。

標準時間 7時間 打ち切り時間 7時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

表地は、正絹のちりめん、羽二重又はりんずとし、右そで、おくみ付け等を事前に縫い上げたもの、また、裏地は正絹とし、背縫い、おくみ付け等を事前に縫い上げたものを持参し、試験場において、えり付け、まとめ等を行い、女子用あわせ長着を仕立てる。

標準時間 6時間 打ち切り時間 6時間30分

プリプレス（DTP作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

DTPシステムを用いて、提示された指定書により、支給された課題データを組版・編集し、PDF/X-1a又はPDF/X-4を作成しカラープリンタにより出力する。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

DTPシステムを用いて、提示された指定書により、支給された課題データを組版・編集し、PDF/X-1a又はPDF/X-4を作成しカラープリンタにより出力する。

標準時間 1時間45分 打ち切り時間 2時間

パン製造（パン製造作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

指定配合で、水の配合割合を各自決定したうえで、各材料の使用量を算出する。各材料の計量を行った後、直捏生地法（ストレート法）によってミキシング、発酵及び焼成を行い、山型（イギリス）食パンを指定の型を用いて4本作る。

発酵時間中には、強力粉及び中力粉の2種類の小麦粉のうちから強力粉の選定を行う。

標準時間 4時間40分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

支給した材料に加え、計量したイーストと水で生地を作製し、直捏生地法（ストレート法）によってミキシング、発酵及び焼成を行い、山型（イギリス）食パンを指定の型を用いて3本作る。

発酵時間中には、強力粉及び中力粉の2種類の小麦粉のうちから強力粉の選定を行う。

標準時間 3時間40分 打ち切り時間 4時間

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 2種類のボンボンショコラ（トリュフ、モンブラン）を製造する。

作業2 デコレーションケーキの仕上げをする。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間45分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 ビスキュイ ア ラ キュイエルを作り、3つの形状に絞る。

作業2 デコレーションケーキの仕上げをする。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 2時間45分

菓子製造（和菓子製造作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 織部模様の薯蕷饅頭5個を製造する。

作業2 練り切り製品（はさみ菊）1個を仕上げる。

作業3 羊かんの紋様埋め込み加工・餡すり込み加工及び扇形羊かんの包丁仕上げをする。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 小麦饅頭5個を製造する。

作業2 練り切り製品（斜めへら返し切り菊）4個を仕上げる。

作業3 だら焼きの皮10枚を製造する。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間45分

建築大工（大工工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

隅木小屋組の平面図、隅木小屋組のひよどり栓さし隅木及び配付たる木の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根筋かいを用いた小屋組の平面図、振たる木、屋根筋かいの現寸展開図及び基本図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間45分

かわらぶき（かわらぶき作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺き作業を行う。

なお、軒先には、一文字軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺き作業を行う。

なお、軒先には、万十軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

配管（建築配管作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 2時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。試験時間 2時間

型枠施工（型枠工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
- (1) 製作等作業試験は、型起こし台（合板パネル）上に基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。
- 標準時間 4時間40分 打切り時間 5時間
- (2) 計画立案等作業試験は、躯体図及び仕様等に従い、型枠加工図（下ごしらえ図）に必要な寸法、パイプサポートの位置等について行う。
- 試験時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 型起こし台（合板パネル）上に基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。
- 標準時間 4時間 打切り時間 4時間20分

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 2階建て鉄筋コンクリート造の建築物の基礎伏図、はり・床伏図、各部断面リスト等に基づき、作図例に従って、柱、大はり及び小はりの鉄筋施工図並びに加工絵符の作成について行う。
- 試験時間 3時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 2階建て鉄筋コンクリート造の建築物のはり・床伏図、断面リスト等に基づき、作図例に従って、スラブの鉄筋施工図及び加工絵符の作成について行う。
- 試験時間 2時間30分

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。
- 標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。
- 標準時間 1時間20分 打切り時間 1時間40分

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

- 1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプの関係部品・器具、コンクリートポンプの操作、フレッシュコンクリートの性質・検査、コンクリート工事の計画等について行う。
- 試験時間 50分
- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートの圧送計画・条件、コンクリートの材料・配合・性質、コンクリートポンプ車の構造・点検・検査等について行う。
- 試験時間 2時間
- 2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプの関係部品・器具、コンクリートポンプの操作、フレッシュコンクリートの性質・検査、コンクリート工事の計画等について行う。
- 試験時間 50分
- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートの圧送計画・条件、コンクリートの材料・配合・性質、コンクリートポンプ車の構造・点検・検査等について行う。
- 試験時間 2時間

防水施工（合成ゴムシート防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に合成ゴムシート防水工事作業を行う。
- 標準時間 2時間30分 打切り時間 3時間00分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場及び立上がりの各部に合成ゴムシート防水工事作業を行う。
- 標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間10分

防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニルシート防水工事作業を行う。
- 標準時間 1時間50分 打切り時間 2時間20分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場及び立上がりの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニルシート防水工事作業を行う。
- 標準時間 1時間50分 打切り時間 2時間20分

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業を行う。
- 標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 試験台の平場及び立上がりの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業を行う。
- 標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔^{せんこう}及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業、ひび割れ部のUカットシール材充填作業並びに欠損部の補修作業を行う。
- 標準時間 1時間40分 打切り時間 2時間
- (2) 建築物外壁を想定した試験架台に、タイル浮き調査（打診検査）を行う。
- 標準時間 3分 打切り時間 5分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔^{せんこう}及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業並びにひび割れ部のUカットシール材充填作業を行う。
- 標準時間 1時間10分 打切り時間 1時間30分

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

- 1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
- (1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、吊込み方法等の判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、取付け墨の判定等について行う。
- 試験時間 27分
- (2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。
- 試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、吊込み方法等の判定等について行う。

試験時間 18分

- (2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。

試験時間 2時間

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業、鏡を想定したガラスの原寸図の製図・切断・加工・貼付け作業を行う。

標準時間 2時間50分 打ち切り時間 3時間10分

- (2) 計画立案等作業試験は、立面図や建具詳細図等に基づき、ガラスの適正な寸法とガラス工事に必要な費用の算出等について行う。

試験時間 1時間45分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業を行う。

標準時間 2時間20分 打ち切り時間 2時間40分

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 実技試験問題（計算問題を含む）及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 4時間

機械・プラント製図（機械製図 CAD 作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 実技試験問題（計算問題を含む）及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図を CAD により作成する。

試験時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図を CAD により作成する。

試験時間 4時間

塗装（鋼橋塗装作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
(4) 塗膜厚測定作業

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業

試験時間 50分

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 与えられたアルミニウム複合板（1800mm×450mm×3mm）の光沢面に、仕様及び割付け・割出し図に基づき、課題を製作する。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 与えられたアルミニウム複合板（1800mm×450mm×3mm）の光沢面に、仕様及び割付け図に基づき、課題を製作する。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

■ 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

単一等級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、図面、実物材料の写真等により、基礎材料の選定、取付け部材・部品の選定、バルコニーに関連する施工手順に対応する施工写真と作業内容の判定等について行う。

試験時間 36分

- (2) 計画立案等作業試験は、バルコニー部材の確認、取付け寸法の算定、基礎材料の積算等について行う。

試験時間 1時間20分

■ 3級

造園（造園工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

- (1) 製作等作業試験
指定された区画内に竹垣製作、縁石敷設及び敷石敷設、植栽の作業を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

(2) 判断等試験

- 樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 5分

機械加工（普通旋盤作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 普通旋盤（センタ間の最大距離が500～1500mm程度のもの）を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm（φ25の穴のあいたもの）程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

機械検査（機械検査作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定（16箇所）を行う。

試験時間 16分

- 作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。

試験時間 8分

- 作業3 外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定（ブロックゲージ使用）を行う。

試験時間 10分

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ（PLC）にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 1時間35分 打ち切り時間 1時間55分

時計修理（時計修理作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

アナログ水晶腕時計のバンドの取外し・取付け・こま詰め・中留長さ調整、電池及び裏ぶたパッキンの取外し・取付け、測定、化粧箱の包装等を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工等により冷凍空調設備の配管作業を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

和裁（和服製作作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

表地は自由、芯地は自由（胴裏の付くものは、裏地自由）とし、身ごろ・立えり（下えり）付けをし、右そでを事前に縫い上げたもの（えり先布の付く場合は、事前にえり先布をえり芯に付けておく）を持参し、試験場において、えり付け、まとめ等を行い、女子用そで無双あわせ長じゅばん又は胴抜き長じゅばんを仕立てる。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

家具製作（家具手加工作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口工作を行い、わく状の課題を製作する。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

建築大工（大工工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分 打ち切り時間 3時間

かわらぶき（かわらぶき作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、F形粘土がわらを使用した瓦葺き作業を行う。

標準時間 2時間40分 打ち切り時間 3時間

配管（建築配管作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

(1) 作業1（配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業）

配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業を行う。

標準時間 15分 打ち切り時間 20分

(2) 作業2（配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立作業等）

エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

標準時間 1時間45分 打ち切り時間 2時間

型枠施工（型枠工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

型起こし台（合板パネル）上に、柱型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

小規模な2階建て鉄筋コンクリート造の建築物のはり・床伏図、断面リスト等に基づき、作図例に従って、スラブの鉄筋施工図及び加工絵符の作成について行う。

試験時間 2時間

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 3時間

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 3時間

◎ 技能士に付与される特典等（令和4年9月現在）

対象職種等	法令等名称	特典等
職業訓練指導員免許職種に関する検定職種	職業能力開発促進法	・職業訓練指導員試験の受験資格（全等級） ・職業訓練指導員試験の実技試験の全部の受験免除（1級、2級、単一等級） ・職業訓練指導員試験の学科試験のうち関連学科の受験免除（1級、単一等級） ・厚生労働大臣の指定する講習（48時間講習）修了で職業訓練指導員免許交付（1級、単一等級）
全職種（特級）	労働安全衛生法	・労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全又は衛生のための教育事項の全部を省略
機械検査、電気機器組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、建築大工、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工（1級及び単一等級）	労働安全衛生法	・労働安全コンサルタント試験の受験資格
建築大工（講師の資格は1級のみ、受講の免除は1級及び2級）	労働安全衛生法	・木材加工用機械作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造および機能に関する知識」、「作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識」及び「作業の方法に関する知識」に係る講師の資格及び受講の免除
建築大工（1級及び2級）	労働安全衛生法	・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目のうち、「木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識」及び「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」に係る受講の免除
配管（受験資格は1級及び2級、受験の免除は1級のみ）（いずれも技能検定合格後1年以上のガス溶接等に関する実務経験を有する者に限る。）	労働安全衛生法	・ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目のうち、「アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識」及び「アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識」に係る受験の免除
機械検査、電気機器組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、配管、型枠施工、鉄筋組立て、塗装、空気圧装置組立て、油圧装置調整、鉄筋施工、防水施工、樹脂接着材注入施工（1級、2級及び単一等級）（技能検定合格後1年以上労働衛生に関する実務経験を有する者に限る。）	作業環境測定法	・作業環境測定士試験の受験資格
配管（建築配管作業）（1級及び2級） ※1	浄化槽法	・浄化槽設備士試験の受験資格
配管（1級） ※2	建設業法	・1級管工事施工管理技術検定の受験資格
配管（建築配管作業）（1級及び2級） ※1	建設業法	・2級管工事施工管理技術検定の受験資格
型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工、鉄筋組立て（1級及び2級） ※1	建設業法	・2級建築施工管理技術検定（躯体種別）の受験資格
建築大工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工（1級及び2級） ※1	建設業法	・2級建築施工管理技術検定（仕上げ種別）の受験資格
コンクリート圧送施工（1級）	建設業法	・登録コンクリート圧送基幹技能者講習受講資格 ※3
防水施工（1級）	建設業法	・登録防水基幹技能者講習受講資格 ※3
塗装（1級）	建設業法	・登録建設塗装基幹技能者講習受講資格 ※3
鉄筋施工（1級）	建設業法	・登録鉄筋基幹技能者講習受講資格 ※3
型枠施工（1級）	建設業法	・登録型枠基幹技能者講習受講資格 ※3
配管（1級）	建設業法	・登録配管基幹技能者講習受講資格 ※3
カーテンウォール施工（1級）	建設業法	・登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習受講資格 ※3

冷凍空気調和機器施工（1級）	建設業法	・登録冷凍空調基幹技能者講習受講資格 ※3
菓子製造（1級及び2級）	製菓衛生師法	・製菓衛生師試験の試験科目のうち「製菓理論」及び「実技」に係る受験の免除
配管（建築配管）（1級及び2級）	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	・液化石油ガス設備士講習の講師の条件（一部の科目を講習することができる） ・液化石油ガス設備士講習の講習科目のうち一部の受講の免除
配管（建築配管）（1級、2級）	消防法	・甲種消防設備士試験の受験資格
広告美術仕上げ（1級、2級及び3級）	屋外広告物法	・屋外広告業について、営業所毎に置かなければならない「屋外講習会修了者等」の資格
対応職種は下表（1級、2級及び単一等級）（2級は技能検定合格後1年（平成16年度以降の合格者については3年）以上の実務経験を有するものに限る。）	建設業法	・専任の者の資格 ・主任技術者の資格

- ※1 平成16年度以降の2級合格者については通算4年以上の実務経験を有する者に限る
 ※2 平成16年度以降の合格者については通算10年以上の実務経験を有する者に限る
 ※3 登録基幹技能者に関する職種において、10年以上の実務経験を有し、3年以上の職長経験を有する者に限る

建設業法における専任の者に該当する技能検定職種

建設業法	技能検定職種等
大工工事業	建築大工、型枠施工
左官工事業	左官
とび・土木工事業	とび、【とび工】、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工
石工事業	ブロック建築、【ブロック建築工】、石材施工、【石積み】、【石工】、【コンクリート積みブロック施工】
屋根工事業	建築板金、【板金（建築板金作業）】、【板金工（建築板金作業）】、かわらぶき、スレート施工
管工事業	建築板金（ダクト板金作業）、冷凍空気調和機器施工、配管（建築配管）、【空気調和設備配管】、【給排水衛生設備配管】、【配管工】
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル張り、【タイル張り工】、築炉、【築炉工】、ブロック建築、【ブロック建築工】、【れんが積み】、【コンクリート積みブロック施工】
鋼構造物工事業	鉄工（製缶作業）、【製缶】
鉄筋工事業	鉄筋施工、【鉄筋組立て】
板金工事業	工場板金、建築板金、【板金】、【打出し板金】、【板金工】
ガラス工事業	ガラス施工
塗装工事業	塗装、【木工塗装】、【木工塗装工】、【建築塗装】、【建築塗装工】、【金属塗装】、【金属塗装工】、【噴霧塗装】、路面標示施工
防水工事業	防水施工
内装仕上げ工事業	畳製作、【畳工】、内装仕上げ施工、【カーテン施工】、【天井仕上げ施工】、【床仕上げ施工】、装表、【表具】、【表具工】
熱絶縁工事業	熱絶縁施工
造園工事業	造園
さく井工事業	さく井
建具工事業	建具製作、【建具工】、【木工（建具製作作業）】、カーテンウォール施工、サッシ施工
解体工事業	とび

※ 鉄筋施工職種については鉄筋組立て作業と鉄筋施工図作成作業の2作業に合格する必要がある。

◎ 一級技能士等による作業及び作業指導

各府省庁が官庁営繕工事を実施するための「統一基準」として位置づけられた「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様で指定する工事作業（工事ごとに適用する職種を定めるもの）に係る1級又は単一等級技能士は、当該工事作業中、作業現場で1名以上の者が自ら作業をするともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うとされている。
 また、多くの地方公共団体においても「公共建築工事標準仕様書」を活用されている場合がある。